

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ. 保険監督上の評価項目 Ⅱ－2 財務の健全性 Ⅱ－2－6 リスク管理 （新設）	Ⅱ. 保険監督上の評価項目 Ⅱ－2 財務の健全性 （削除） Ⅱ－3 統合的リスク管理態勢 Ⅱ－3－1 意義 <u>保険会社のリスク管理においては、将来にわたる財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、保険引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）はもとよりオペレーショナル・リスク等についても、適切なリスク管理を組織的・統合的に行うことが必要である。</u> <u>特に、大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社においては、内包する種々のリスクを、各リスクカテゴリー毎に適切に管理することはもとより、保険会社の戦略目標を達成する重要なツールとして、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢を整備することが重要である。</u> <u>また、国際的にも、IAIS（保険監督者国際機構）が平成23年10月に採択した「保険コアプリンシプル（Insurance Core Principles；ICP）」において、保険会社及びグループが統合的リスク管理（Enterprise Risk Management；ERM）及びリスクとソルベンシーの自己評価（Own Risk and Solvency Assessment；ORSA）を実施するように監督すべきことが規定されている。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>こうした統合的リスク管理の標準的な枠組みはまだ確立されていないが、保険会社においては、リスク管理の更なる高度化に向けて不断の取組みが必要である。</u> <u>Ⅱ－３－２ リスクの特定及びリスクプロファイル</u> <u>Ⅱ－３－２－１ 意義</u> <u>保険会社は、リスクプロファイルを能動的に把握し、経営として取るべきリスクや許容される損失を定め、リスクのモニタリングやコントロールを行っていくことが重要であり、経営陣においては、直面している又は将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識して対応することが求められる。</u> <u>Ⅱ－３－２－２ 主な着眼点</u> <u>(1) リスクの特定に当たっては、保険引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）等のみならず、定量的に把握し難い流動性リスクなど、保険会社が重要と認識している全てのリスクを考慮しているか。</u> <u>(2) 経営陣は、事業戦略等の変化（例えば、新規買収や投資ポジションの変更など）に応じたリスクプロファイルの変化を、適時かつ適切に把握しているか。また、事業を営む環境の重大な変化（例えば、法令改正等、外部格付け、政変、大規模災害又は市場の混乱など）に応じたリスクプロファイルの変化を適時かつ適切に把握するため、新たな情報を速やかに入手できる態勢を整備しているか。</u> <u>(3) 保険会社は、リスクをコントロールするため、様々なリスクの</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>要因及び影響を検討し、各リスク間の相互関係を分析しているか。例えば、巨大災害による多額の保険金支払い請求や、財務状況の悪化等による格付業者の大幅な格下げによって多額の解約を招くことは、重大な流動性の問題に繋がる可能性があるが、このように、契機となる特定の大きな事象が、他のリスクに繋がる可能性があることを十分認識しているか。</u> <u>Ⅱ－3－3 リスクの測定</u> <u>Ⅱ－3－3－1 意義</u> <u>リスクが保険会社に与える影響の大きさと顕在化する可能性を評価するため、リスク計量モデル、ストレステスト及びシナリオ分析など、将来を見通した適切な定量的手法を使用して、リスクを定期的に測定する必要がある。</u> <u>Ⅱ－3－3－2 リスクの測定</u> <u>(1) 多様なリスクを総合的に把握するため、少なくとも保険引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）、オペレーショナル・リスクを含む全てのリスクのうち重要なリスク（重要なグループ会社に係るリスクを含む。）を測定するものとなっているか。</u> <u>(2) リスクの計量化にあたっては、例えばトータルバランスシート</u> <u>の経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価をいう。なお、現時点において、例えば保険契約に含まれているオプション・保証に起因するリスクの評価</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>等は、将来キャッシュフローの分布を考慮する必要があるが、完全に確立された評価手法はなく、各社でとりうる最善の手法を含む。以下同じ。）によるなど、共通の基準の下で計量化することを基本としているか。また、計量化の基準については、客観性、適切性を確保しているか。例えば、VaR を用いる場合の信頼区間及び保有期間の設定の考え方は明確になっているか。</u> <u>(3) 直近の状況に基づくリスクの測定に加えて、経営計画や経営環境を踏まえ、保有契約高の変化、商品構成の変化等を、リスク測定へ反映しているか。又は、その影響を分析しているか。</u> <u>(4) リスクの計量化に関して精度の向上や対象リスクの拡大のための検討や取り組みを行っているか。例えば、異なる種類のリスクの間における相関（分散効果）について、適切性を確保すべく検討や研究を行っているか。</u> <u>また、通常の経済環境時には強い相関を示さない巨大災害リスクや市場リスクは、ストレス環境下では相関が高い可能性があるが、こうしたテールリスクの相関について検討や研究を行っているか。</u> <u>さらに、オペレーショナル・リスクに関して、まずはオペレーショナル・リスクそのものを軽減するような経営を行うべきであるが、その上で計量化に関して評価方法やデータ収集などの検討や研究も継続的に行っているか。</u> <u>(5) リスク測定においては、リスクの性質、規模、複雑性及び信頼性のあるデータの入手可能性に応じて、適切な手法が用いられているか。例えば、損害保険の一部の巨大災害リスクを測定するには複雑なモデルが適切である一方、他の場合には、比較的簡易な計算が適切であることもありうることを踏まえ、各社でとりうる最善の手法に基</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>づいているか。</u> <u>(6) リスク計量モデルは、高度なモデルを導入したとしても、一定の限界が存在し、リスクをすべて完全には捉えられないが、経営陣はこのようなモデルの限界を理解しているか。</u> <u>(7) 保険会社は、内部モデルが重要な戦略上、事業上の意思決定を支援又は検証するツールとなりうることを十分認識しているか。また、使用される内部モデルについて、定期的に検証すると共に、必要に応じて第三者による検証（外部の専門家による検証を含む。）を受けることも検討するなど、モデルの信頼性確保に向け、不断の取り組みを行っているか。</u> <u>(8) リスク測定において、カバーしているリスク、使用した測定手法及び使用に当たっての主要な前提条件を、適切に文書化しているか。</u> <u>Ⅱ－3－3－3 ストレステスト</u> <u>Ⅱ－3－3－3－1 主な着眼点</u> <u>保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析）及びリバース・ストレステスト（経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのストレステスト）が重要である。特に、市場が大きく変動しているような状況下では、VaR によるリスク管理には限界が</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>あることから、ストレステストの活用は極めて重要である。保険会社においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。なお、ソルベンシー・マージン比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。</u> <u>(1) ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、株式の価格、金利、為替、信用スプレッドなど、保険会社の保有するリスクに応じて、複数の要素についてストレスシナリオを作成しているか。さらに、これらの要素のうち、複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。こうしたストレスシナリオの設定において、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。</u> <u>また、変額年金保険のようなオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮した上で、適切なストレスシナリオを設定しているか。このほか、再保険やデリバティブ等によるリスクのヘッジを行っている場合には、カウンターパーティーリスクを考慮してストレスシナリオを設定しているか。</u> <u>さらに、ストレステストに使用されるモデルの信頼性について、定期的に検証されているか。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	(2) <u>ストレステストの設定に際しては、取締役会において、保険会社におけるリスク管理の方針として、基本的な考え方を明確に定めているか。その際、基本的な考え方は、統合リスク管理との間に矛盾がなく、かつ、統合リスク管理の計量化手法で把握できないリスクを捉えるとの観点からの配慮がなされているか。また、取締役会等において、定期的に、かつ必要に応じ随時、保険会社の業務の内容等を踏まえ、設定内容を見直しているか。</u> (3) <u>ストレステストを実施するにあたって、必要となる専門知識と技術を有する者が関与しているか。</u> (4) <u>ストレステストの結果については、代表取締役又は担当取締役により定期的に十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。</u> (5) <u>ストレステストを実施する部門とは独立に、会社全体でストレステストが的確に設計されかつ実施されているかを確認する体制がとられているか（業務部門とは独立したリスク管理部門において、統括的にストレステストを実施している場合を除く。）。</u> (6) <u>経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するため、リバーシ・ストレステストを定期的の実施しているか。</u> (7) <u>支店形態での免許を有する保険会社については、当該支店を対象としたストレステストを実施しているか。また、本店において実施されたストレステストをできる限り入手し、全体でのリスクの把握に努めているか。</u> Ⅱ－3－3－3－2 <u>ストレステストの概要の開示</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、自主的に行われているストレステストの概要とその結果の活用方法についても分かりやすく開示するものとする。</u> <u>Ⅱ－3－3－3－3 損害率感応度に関する指標の開示</u> <u>規則別表（第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係（損害保険会社））に掲げる「損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動」（損害率感応度）の開示にあたっては、以下の点に留意するものとする。</u> <u>（1） 感応度分析の概要（分析手法、シナリオ等）についても分かりやすく開示されているか。</u> <u>（2） 感応度分析に用いるシナリオは、例えば、各保険種目の損害率が均一に 1%上昇した場合等標準的なものが用いられているか。</u> <u>（3） 異常危険準備金の取崩額を注記しているか。</u> <u>Ⅱ－3－4 リスク管理方針</u> <u>Ⅱ－3－4－1 意義</u> <u>保険会社は、リスクプロファイル及び経営方針に沿った戦略目標を踏まえ、重要と考える全てのリスクカテゴリーについて、モニタリング体制や管理手法を含めたリスク管理方針を定め、また、全社的な定量的・定性的なリスク許容度に関する方針を策定し、日常業務に組み込むことが求められる。さらにリスクプロファイル等の変化に伴い、リスク管理方針は適時に見直す必要がある。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>Ⅱ－3－4－2 主な着眼点</u> <u>(1) 取締役会は、統合的リスク管理を行う目的を明示的に示すとともに、保険会社全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理方針を定めているか。</u> <u>(2) リスク管理方針等は、商品設計、保険料率設定及び関連する資産運用戦略の間で整合性がとれるように、対処されているか。特に、資産運用と保険商品のベンチマークは、ALM 等の財務上の目的に従って、適切に設定されているか。また、リスク管理方針等は、資産運用方針等へ明確に反映されているか。</u> <u>(3) 取締役会は、リスクの管理方針に沿った、リスク許容度の設定に関する基本的な考え方を明確に定めているか。例えば、リスク選好方針等を作成し、自ら取る意思があるリスクのレベル及び負うことが可能なリスクの限度の運用管理について、明確に設定しているか。また、例えば、ストレステストを実施し、リスク許容度が適切であるか確認するなど、リスク許容度を業務プロセスに適切に組み込んでいるか。</u> <u>Ⅱ－3－5 リスクとソルベンシーの自己評価</u> <u>Ⅱ－3－5－1 意義</u> <u>保険会社は、経営戦略及びリスク特性等に応じ、自らのリスク管理の適切性と現在及び将来にわたるソルベンシーの十分性を評価するために、取締役会の責任の下、定期的にリスクとソルベンシーの自己評価を実施することが求められる。自己評価においては、将来の経済状況や他の外部要因の変化も考慮し、合理的に予見可能で関連性のある重大なり</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>スクを含んでいる必要がある。</u> <u>Ⅱ－3－5－2 リスクとソルベンシーの自己評価</u> <u>（1） 保険会社は将来の経済状況やその他の外部要因の変化を含めた合理的に予見可能で関連性のある全ての重大なリスクを考慮し、資本の質と十分性の評価を実施しているか。</u> <u>また、リスクの要因やリスクの重要性の程度を定期的に評価しているか。さらに、リスクプロファイルに大きな変化があった場合には、速やかにリスクとソルベンシーの再評価を行っているか。</u> <u>保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価に当たっては、中長期事業戦略（例えば 3 年から 5 年間）、特に新規事業計画に十分留意しているか。</u> <u>（2） 保険会社は、必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件を満たしているかをモニタリングするために、リスクとソルベンシーの自己評価を定期的に行い、リスクと資本の管理プロセスを整備しているか。また、必要な経済資本とソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の違いについて、経営陣は適切に認識しているか。</u> <u>（3） 保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価の結果を、例えば、リスクの特定及びリスクプロファイル、リスク測定、リスク管理方針、及びリスクとソルベンシーの自己評価の結果を踏まえた行動計画等とともに、適切に文書化しているか。</u> <u>（4） 保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価の有効性について、内部（例えばリスク管理担当役員など）又は外部による全般的な評価を行っているか。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	(5) <u>内部監査部門は、統合的リスク管理及びリスクとソルベンシーの自己評価の有効性を独立した立場から検証し、必要に応じ経営陣に提言を行っているか。</u> Ⅱ－3－5－3 <u>経営計画とソルベンシー評価</u> (1) <u>保険会社はソルベンシー・マージン規制に基づく資本要件を算定するために通常使用される期間よりも長い期間、例えば3年から5年間で、自らのリスクと事業を継続するために必要なソルベンシーを分析しているか。</u> (2) <u>保険会社は、経済状況の変化を含む将来起こりうる事象等の外部要因の変化を前提とした中長期的な事業戦略を考慮し、将来の財務ポジションの予測を実施するとともに、将来に必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の充足性を分析しているか。その際、新規事業計画、最低保証とオプションを含む商品設計や保険料率設定、及び商品販売見通しを考慮し、将来の財務ポジションの予測と将来に必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の充足性の分析を行っているか。</u> Ⅱ－3－6 <u>グループベースの統合的リスク管理</u> Ⅱ－3－6－1 <u>意義</u> <u>保険会社においては、持株会社の下に、生命保険と損害保険を含むグループや、保険会社が中核となって他業態の金融機関とグループを形成しているものなど、業態をまたがるグループ形態も見られる。</u> <u>グループを形成することにより、単体での経営に比べ多様なリスクを</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>内包する、あるいはグループ内でリスクが伝播したりすることとも考えらる一方、グループ内でリスクの分散が図られる結果、グループ全体のリスクが軽減されることによって、経営の効率化に資することとも考えられる。したがって、事業戦略及び日常業務の両面においてグループレベルで関連し、かつ重要な全てのリスクを管理する必要がある、グループ全体の健全性確保やリスク管理がより一層重要となっている。</u> <u>Ⅱ－3－6－2 主な着眼点</u> <u>(1) グループ内の会社の相互関係により、グループ内の会社に与えるリスクの影響が変わることに留意しているか。例えば、リスク及び資本の管理において、リスクの伝播、グループ内取引、リスクの集中、新規事業参入又は既存事業からの撤退、保証やリスクの移転、流動性、オフバランス取引のエクスポージャー等を考慮しているか。また、資本のダブル・ギアリング、マルチプル・ギアリング（金融コングロマリット監督指針により排除されるものを除く）等についても考慮しているか。</u> <u>(2) リスク計量モデルを使用する場合には、グループとしての重要な戦略上及び事業上の意思決定を支援又は検証するツールとなりうることを十分認識し、グループ内で共通のモデルを使用するなど、グループ全体の統合リスク量を的確に計量する態勢を整備しているか。また、外資系保険グループ及び海外で保険事業を展開している保険グループにおいては、必要に応じて、内部モデルに当該地域の特性に応じた修正を加えるなど、適切なリスク量を把握する態勢を整備しているか。</u> <u>(3) 保険グループ又は保険会社が、より大きなグループの一部を構</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>成しているために生じるグループリスクが存在する場合には、そのリスクも考慮しているか。</u> <u>(4) グループ全体の経営管理を行う会社（以下、「グループの経営管理会社」という。）は、経営戦略及びリスク特性等に応じて、グループとしてリスクの特定及びリスクプロファイル、リスク測定、リスク管理方針、及びリスクとソルベンシーの自己評価等を含む統合的リスク管理を適切に実施しているか。</u> <u>Ⅱ－3－7 報告態勢</u> <u>Ⅱ－3－7－1 意義</u> <u>保険会社は、将来にわたって、適切なリスク管理を行うとともに、十分なソルベンシーを確保するため、リスクとソルベンシーの自己評価を定期的の実施し、取締役会に報告することが求められる。</u> <u>また、グループを形成している場合には、グループの経営管理会社及びグループ内の会社は、それぞれ法人として独立した存在であるが、グループの経営管理会社又はグループ内会社で顕在化したリスクがグループ内の他の会社に波及し、グループ全体に損害が生じる可能性があることを踏まえれば、グループの経営管理会社は、グループのリスク管理及びソルベンシーポジションを十分把握、理解していることが必要であり、これらを的確に監視、管理するため、リスクとソルベンシーの自己評価を定期的の実施し、取締役会に報告することが求められる。</u> <u>Ⅱ－3－7－2 報告対象とするグループの範囲</u> <u>(1) 報告対象とするグループの範囲は、必ずしもグループ内の全て</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>の法人を対象とする必要はないが、保険持株会社（中間持株会社を含む）、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが保険会社へ波及していくことを考慮し、非保険事業体も含めた実質的な関係（例えば、資本参加や影響力、契約上の拘束力、相互関連性、リスクのエクスポージャー、リスクの集中、リスク移転、グループ内取引など）に着目し、グループの範囲を定めているか。</u> <u>なお、ここでいうグループとは、会計や税務目的など、他の目的のために定義されたグループとは異なる場合があることに留意する。</u> <u>(2) 再編や新規事業への参入、既存事業からの撤退並びに市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じてグループの範囲の適切性を確認しているか。</u> <u>Ⅱ－3－7－3 報告体制と役割</u> <u>(1) グループの経営管理会社及びグループ内の会社の取締役会は、グループとしての統合的リスク管理態勢における各社の役割に応じて、定期的に必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ、必要な意思決定を行うなど、把握した情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。</u> <u>(2) 保険会社の業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて、リスクを統合的に管理する部門を明確化し、同部門の長及び担当役員を配置した上で、同役員、代表取締役、取締役会に、保険会社全体のリスクの統合的な管理状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつその態勢に則り報告が行われているか。リスクを統合的に管理する部門</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	は、関連部門との間で相互牽制機能が確保されているか。 さらに、統合的リスク管理の枠組みは、状況等の変化に応じて適切に見直されるものとなっているか。 Ⅱ－3－8 業務継続体制（BCM） Ⅱ－3－8－1 意義 近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など保険会社を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常リスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う保険会社においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management; BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management; CM）マニュアル、及び業務継続計画（Business Continuity Plan; BCP）の策定等を行っておくことが必要である。 なお、風評リスク等に係る危機管理については、保険会社の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。 （注） 「危機」とは、例えば、（1）大口与信先の倒産など、そのまま放置すると回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、（2）風評等により保険契約の解約が急増する等により、対応が困難なほど流動性に問題が生じるような事態、（3）システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、のほか、（4）大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故等により損害を被

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>り、業務の継続的遂行が困難となるような事態などをいう。</u> <u>Ⅱ－3－8－2 平時における対応</u> <u>（1） 対応</u> <u>危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は保険会社に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、保険会社における危機管理態勢に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。</u> <u>（2） 主な着眼点</u> <u>① 何が危機であることを認識し、可能な限りその回避に努める（不可避なものは予防策を講じる。）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。</u> <u>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定にあたっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。</u> <u>（参考） 想定される危機の事例</u> <u>ア. 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）</u> <u>イ. テロ・戦争（国外において遭遇する場合も含む。）</u> <u>ウ. 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>エ. 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等）</u> <u>オ. 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等）</u> <u>カ. 営業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）</u> <u>キ. 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）</u> <u>ク. 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）</u> ③ <u>危機管理マニュアルには、危機発生初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。</u> ④ <u>危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への連絡体制等が整備されているか。また、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外当局への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・支社等の営業拠点別に想定していることが望ましい。</u> ⑤ <u>業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、当該保険会社の所属する業界団体（生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会）及び他の保険会社と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。</u> <u>例えば、</u> <u>ア. 災害等に備えたコンピュータシステム、顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。</u> <u>イ. これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</u> <u>ウ. 保険契約に基づく保険金等の適切な支払いなど保険契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。</u> <u>エ. 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うにあたっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</u> <u>（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003 年 7 月）</u> <u>「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006 年 8 月）</u> ⑥ <u>大規模自然災害等の危機発生時において、保険金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払業務の継続・復旧が図られるような態勢が整備されているか。また、保険契約者等に対して、保険金等の支払等について便宜措置（「Ⅲ－１－６ 災害における金融</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>に関する措置」参照）が図られるような態勢が整備されているか。</u> <u>⑦ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。</u> <u>Ⅱ－3－8－3 危機発生時における対応</u> <u>（１） 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該保険会社における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、法第 128 条に基づき報告徴求することとする。</u> <u>（２） 上記（１）の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告するなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。</u> <u>Ⅱ－3－8－4 事態の沈静化後における対応</u> <u>保険会社における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該保険会社に対して、法第 128 条に基づき、事案の概要と保険会社の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴求することとする。</u> <u>Ⅱ－3－8－5 風評に関する危機管理態勢</u> <u>（１） 風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び支社等の営業拠点の対応方法に関す</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>る規定を設けているか。なお、他の保険会社や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。</u> <u>(2) 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。</u> <u>(3) 風評が保険契約の解約に結びついた場合の対応方法について、支社等の営業拠点の状況把握、顧客対応、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。</u> <u>(4) 上記（3）のような状況になった場合、金融庁担当課室、提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。</u> <u>Ⅱ－3－9 資産負債の総合的な管理</u> <u>Ⅱ－3－9－1 意義</u> <u>資産及び負債、資産の運用方針及び負債の管理方針が、リスクの特性やソルベンシーの状況に適合していることを確保するためには、資産負債全体の状況を把握し管理するための効果的な態勢を整備し、資産負債全体を適切に管理することが求められる。</u> <u>Ⅱ－3－9－2 主な着眼点</u> <u>(1) 資産負債全体を統合的に把握する部門を設置し、同部門の長及び担当役員を配置した上で、同役員、代表取締役、取締役会等に、資産負債全体の統合的な管理の状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつ、その態勢に則り適時適切な報告が行われているか。</u> <u>また、資産負債全体を統合的に把握する部門は、例えば収益部門</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>から機能的に独立しているなど、関連する部門との間で相互牽制機能が確保されているか。</u> <u>(2) 取締役会は、資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標を設定し、戦略目標の中でリスク許容度に関する方針を明確化しているか。</u> <u>(3) 同目標に基づき、資産運用と負債管理（既存の負債のみならず、新規商品開発等により今後発生する負債の管理を含む。）が行われる態勢が整備されているか。</u> <u>(4) 資産負債管理は、経済価値、すなわち、市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づいて行われているか。現時点において、例えば保険契約に含まれているオプションに起因するリスクの評価等は、将来キャッシュフローの分布を考慮する必要があるが、完全に確立された評価手法はなく、各社でとりうる最善の手法に基づいているか。</u> <u>(5) 資産負債を統合的に管理する際に、少なくとも、経済価値に対する潜在的な影響に関して重要と考えられるリスクは資産負債管理の枠組みにおいて評価されているか。</u> <u>なお、そのようなリスクとしては以下のリスクが含まれる。</u> <u>① 市場リスク</u> <u>市場リスクは、資産運用リスクにとどまらず、負債の金利リスクを含めた資産負債全体に対する市場変動に伴うリスクをいう。従って、例えば、ア. 金利リスク（資産の金利リスクに加えて、負債の金利リスクを含む。）、イ. 株式、不動産その他の資産の価格変動リスク、ウ. 為替リスク、エ. 市場に関連する信用リスクが含まれる。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	② <u>保険引受リスク</u> ③ <u>流動性リスク</u> (6) <u>資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標及び管理に用いられる評価手法について、部門長、担当役員を含めた関連する職員が、その役割に応じた十分な理解をしているか。</u> (7) <u>経営方針、外部環境及びソルベンシーの状況の変化に応じて、同目標及び管理が適切であることを確保するための検証が適時に行われているか。</u> (8) <u>資産負債管理の方針において、保険会社の全ての資産と負債の相互関係を認識し、異なる資産種類間のリスク相関関係、異なる商品及び保険種目間の相関関係を考慮しているか。</u> (9) <u>長期のデュレーションの負債に合うような長期資産が少なく、デュレーション（又は感応度）にギャップが存在することもありうる。このような資産と負債のミスマッチから生じるリスクを考慮しているか。また、このようなミスマッチを、十分な資本を有する、あるいは適切なリスク削減等によって効果的に管理しているか。</u> Ⅱ－3－10 <u>保険引受リスク管理態勢</u> Ⅱ－3－10－1 <u>意義</u> <u>保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいう。各保険会社においては、このような保険引受リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>Ⅱ－3－10－2 主な着眼点</u> <u>(1) リスク管理のための態勢整備</u> ① <u>保険引受リスク管理部門は、</u> <u>ア. 商品開発・改廃、保険事故の発生予測、金利・為替予測、</u> <u>リスク把握、出再保険の締結、責任準備金等及び支払備金の</u> <u>積立、保険商品の販売、保険契約の引受審査等を実施する関</u> <u>連部門での取引内容、分析結果等</u> <u>イ. 保険計理人の意見書等</u> <u>などを検討データとして有効に活用しているか。</u> ② <u>商品開発・改廃等各関連部門での重要な情報（重要な情報の定</u> <u>義は、規定に明確にされているか。）が保険引受リスク管理部門</u> <u>へ報告される態勢となっているか。</u> ③ <u>資産と負債の総合的な管理を行うため、資産運用リスク管理部</u> <u>門と密接に連携し、資産側の必要な情報について把握している</u> <u>か。</u> <u>(2) リスク管理</u> ① <u>商品ごとに、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測</u> <u>などの方法により、定期的（少なくとも半年に一度）にリスクを</u> <u>把握しているか。また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経</u> <u>済情勢、保険事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによって</u> <u>いるか。</u> ② <u>新保険商品の販売及び既存保険商品の改廃に際し、当該商品の</u> <u>保険料が例えば、金利水準等の資産運用環境、当該保険内容に係</u> <u>る保険事故発生率、事業費支出の方法、責任準備金の状況、ソル</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>ベンシー・マージン比率の状況等から適切なものであるか検討しているか。</u> ③ <u>引受基準が商品開発時に前提とした募集条件と同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。</u> ④ <u>損害保険会社における自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品について、個別の料率設定がリスク管理方針等に則っているか確認する方策を講じているか。</u> ⑤ <u>保険引受リスク全体についての多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。</u> ⑥ <u>把握したリスクを分析し、リスク管理方針等に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。</u> ⑦ <u>保険募集に際し、引受基準等を遵守するよう営業拠点及び保険募集人を指導・管理しているか。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じているか。引受基準に反した保険契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。</u> ⑧ <u>第三分野保険に係るリスク管理については、商品開発時から支払時までに発生するリスクがそれぞれ相互に関連し合うことや、保険種類によって内在するリスクが異なり、保険事故発生時ににおいて外的要因や契約者の想定外の行動といった不確実性が実現する可能性があることから、保険種類別に募集・引受から支払までを一連のものとして管理するとともに、これらの不確実性について注意深く観察・分析するなど、経営陣を含めた内部統制の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っているか。</u> Ⅱ－3－11 再保険に関するリスク管理

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>Ⅱ－3－11－1 保有・出再に関するリスク管理</u> <u>保険会社が行う元受保険契約及び受再保険契約において引き受けるリスクの保有・出再（自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールへの出再を除く。）について、以下の点に留意する（保有するリスクに対する出再の割合が軽微な場合を除く。）。</u> <u>（1） 保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、取締役会等において、的確な保有・出再政策が策定されているか。</u> <u>（2） 保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。</u> <u>（3） 保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。</u> <u>（注） 手配された再保険が、意図したとおり引受リスクを軽減するものであることを確認する必要がある。</u> <u>（4） 出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。</u> <u>（5） 再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績が確認されているか。</u> <u>（注） 再保険金の回収状況については、各出再先に対する債権・債務が受再契約に係るものも含めて一元的に管理されていることが望ましい。また、再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>(6) 保険子会社等への出再を行う場合は、上記（１）から（５）までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。</u> <u>Ⅱ－３－１１－２ 受再に関するリスク管理</u> <u>保険会社が行う受再（自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールからの受再を除く。）について、以下の点に留意する（保有するリスクに対する受再の割合が軽微な場合を除く。）。</u> <u>(1) 受再を通じて増加するリスクを適正に管理するため、取締役会等において、的確な受再政策が策定されているか。</u> <u>(2) 受再政策には、引受を行う種目、地域等に関する基準が含まれているか。</u> <u>(3) 受再契約の締結にあたっては、出再保険者から十分な情報入手を行い、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。また、主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよう適正な管理が行われているか。</u> <u>(注) 予想最大損害額及び保有限度額は、元受と合わせて管理することが必要である。</u> <u>(4) 受再を行う各部門において自律的に受再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で受再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。</u> <u>(5) 受再保険の成績が確認されているか。</u> <u>(注) 再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別、地域・形態別、引受年度別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。</u> <u>(6) 保険子会社等から受再を行う場合は、上記（１）から（５）までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>Ⅱ－3－11－3 再保険に係る方針の開示</u> <u>(1) 生命保険会社</u> ① <u>規則の別表「規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係（生命保険会社）」の保険契約に関する指標等・第 6 号から第 9 号までの開示を行う場合、第三分野保険（規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。）については、別途開示を行うものとする。</u> ② <u>規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。</u> ア. <u>再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針</u> イ. <u>再保険カバーの入手方法</u> <u>(2) 損害保険会社</u> ① <u>規則の別表「規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係（損害保険会社）」の保険契約に関する指標等・第 5 号から第 8 号までの開示を行う場合、第三分野保険（規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。）については、別途開示を行うものとする。</u> ② <u>規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。</u> ア. <u>再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針</u> イ. <u>再保険カバーの入手方法</u> ウ. <u>主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リス</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>クについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容</u> <u>Ⅱ－3－12 資産運用リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－3－12－1 意義</u> <u>保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産について、有価証券の取得、不動産の取得、金銭の貸付けその他の方法により運用を行っている。これら資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な資産運用リスク管理態勢の整備が重要である。</u> <u>Ⅱ－3－12－2 主な着眼点</u> <u>(1) リスク管理態勢の整備</u> <u>保険会社の健全性維持を図る観点から、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等を踏まえた日常の資産運用リスク管理のための態勢が十分整備されているか。特に、</u> <u>① 市場リスク、信用リスク、流動性リスク等を踏まえたリスク管理の基本方針が定められているか。</u> <u>② 代表取締役又は担当取締役は当該基本方針の策定に積極的に関与しているか。</u> <u>③ 内部規定（稟議規定を含む。）は適正に策定されているか。</u> <u>④ 資産運用での責任体制は明確になっているか。特に、取引実施部門（フロント・オフィス）、後方事務部門（バック・オフィス）、市場リスク管理におけるリスク管理部門（ミドル・オフィス）に</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>ついて、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。その上で、取引実施部門と、後方事務部門あるいはリスク管理部門の間の相互牽制機能は発揮されているか。</u> ⑤ <u>保有資産の評価を定期的かつ適切に行う態勢となっているか。</u> ⑥ <u>内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析する態勢となっているか。</u> ⑦ <u>運用全般に係るリスク量が把握できる体制となっているか。</u> ⑧ <u>代表取締役又は担当取締役が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定できるよう、重要な情報を適時に代表取締役又は担当取締役に報告を行う態勢が整備されているか。</u> ⑨ <u>保有資産の種類等ごとに業務部門が相互の連携なく投資運用を行う場合、全体としてリスクの集中を招いたり、それぞれのポジションに固執し、全体として適切なタイミングで手仕舞いできない可能性があるなど効果的なリスク管理に支障が生じうることを認識し、ポートフォリオ全体の観点から、適切かつ迅速な投資判断を行える態勢が整備されているか。</u> <u>(2) 市場リスク管理の内容・手法</u> ① <u>ポジション及びリスクについて、保有資産別・期間別等の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資産のリスクを適切にとらえているか。</u> ② <u>VaR 値をリスク管理に用いる際は、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼区間、計量手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計量結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	③ <u>過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等には VaR の値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計量手法には限界があることを踏まえ、多様なリスク計量手法（例えば想定元本などのグロス・ポジションの把握、ボラティリティの変化の把握など）を活用するとともに、ストレステストを含むリスク管理手法の充実を図っているか。なお、リスク管理にあたっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。</u> ④ <u>リスク・リミット（VaR 等の予想損失額の限度枠）、損失限度の設定に際しては、取締役会において、保険会社におけるリスク管理の方針として、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、取締役会等において、定期的に（少なくとも半年に一度）、各部門の業務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。</u> ⑤ <u>リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続き等）が明確に定められているか。</u> <u>(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理</u> <u>証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。また、市場性のあるローン（自社でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得する場合を問わない。）や CDS 取引についても、同様の留意が必要となる。なお、信用リスクを保険の形態で保証する場合においても、その性質に応じ、基本的には同様の留意が必要となる。</u> ① <u>商品の適切な価格評価</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンやCDS取引も含む。）に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行い、会計処理にも反映しているか（信用リスクを保険の形態で保証する場合においても、同様な留意を行い、必要に応じて保険契約準備金の追加積立てをしているか）。</u> <u>ア. 価格評価にあたっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、売買頻度や売手と買手の価格差に留意しつつ、合理的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、商品内容、市場の実勢や信用リスクの状況を適切に反映しているかどうかを含め、適切性を検証しているか。（信用リスクを保証する保険の場合には、例えば引受け時点における評価をもとに、その後の信用リスクの変化等を把握し、負債価値の再評価を行うことも考えられる。）</u> <u>イ. 取引実施部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合は、当該価格について、リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。</u> <u>ウ. ブローカーや外部ベンダーから価格評価を取得する場合は、可能な限り価格評価手法にかかる情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>限界の把握に努めているか。</u> ② <u>証券化商品等投資における商品内容の適切な把握</u> ア. <u>証券化商品等への投資や期中管理にあたり、格付業者の格付手法や格付の意味を予め的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。</u> イ. <u>証券化商品等の投資において、裏付となる資産内容の把握、優先劣後構造（レバレッジの程度）や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容把握に努めているか。</u> ウ. <u>証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・体制等の把握・監視に努めているか。</u> ③ <u>市場流動性リスクの管理</u> ア. <u>証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、</u> <u>（ア） 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること</u> <u>（イ） ヒアリング等を通じて、市場の売手と買手の価格差や実際に売却可能な価格水準を把握すること</u> <u>（ウ） 各種指数等（証券化商品のインデックス等）の分析により市場環境の変化をモニターすること</u> <u>（エ） 過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関する</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>ストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること等が考えられる。</u> <u>イ. 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合、適時に対応を検討する態勢が整備されているか。</u> <u>④ CDS 取引の安全性の向上</u> <u>CDS 取引を行うにあたっては、取引の安全性を向上させる観点から、取引の標準化や中央決済機関の利用などといった関係者の取組みも念頭に置きつつ、適切な取引実務を採用しているか。</u> <u>(4) その他個別の資産運用</u> <u>個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われているか。</u> <u>① 商品有価証券</u> <u>適正な経理を行うための規定が整備されているか。</u> <u>② デリバティブ取引</u> <u>ア. デリバティブ取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。</u> <u>イ. リスク管理を行うための措置が講じられているか。</u> <u>ウ. 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。</u> <u>エ. リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。</u> <u>③ 債券の空売り及び貸借</u> <u>ア. リスク管理を行うための措置が講じられているか。</u> <u>イ. 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。</u> <u>ウ. リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。</u> <u>エ. 実行限度額等を明確にした管理が行われているか。</u> <u>④ 株式の信用取引</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>ア. 信用取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。</u> <u>イ. リスク管理を行うための措置が講じられているか。</u> <u>ウ. 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。</u> <u>エ. リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。</u> ⑤ <u>カウンターパーティの信用リスクについて</u> <u>デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。</u> <u>ア. カウンターパーティ別及び必要に応じてカウンターパーティの類型別のエクスポージャーの管理</u> <u>イ. デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握</u> <u>ウ. 担保その他の信用補完措置の有効性の確認</u> ⑥ <u>その他の取引</u> <u>保険会社が行う取引については、必要に応じその目的、実行限度、収支に与える影響を勘案した内部規定が整備されているか。また、社会的信用の維持等について配慮されたものとなっているか。例えば、現金担保付債券貸借取引において内部規定は整備されているか。また、現金担保にあたっては適正な付利が行われているか。</u> ⑦ <u>営業用不動産の取得</u> <u>ア. 営業用不動産について、投資用不動産と明確に区分した管理が行われているか。</u> <u>イ. 営業用不動産の取得にあたって、経営の効率化の観点を勘案した取得となっているか。</u> ⑧ <u>資金の貸付</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>ア. 審査・管理の充実強化のための措置が講じられているか。</u> <u>また、担当部門間の相互牽制機能は発揮されているか。</u> <u>イ. 債務者管理を適切に行うための措置が講じられているか。</u> <u>また、与信にあたり債務者の事業計画、返済計画、返済財源、資金使途、投資効果、保全面等が審査項目とされているか。</u> <u>ウ. 迂回融資、名義分割、架空名義等不適正な取扱いを排除する措置が講じられているか。</u> <u>エ. 貸付等に係るロスの算定、処理は適正に行われているか。</u> ⑨ <u>貸付債権の流動化</u> <u>ア. 対象債権を有する保険会社は、原債務者の保護に十分配慮しているか。</u> <u>イ. 債務者等を威迫し又は私生活若しくは業務の平穩を害するような者に対して貸付債権を譲渡していないか。</u> ⑩ <u>投資一任契約による運用について</u> <u>ア. 資産運用全体に関する企画立案（基本方針、収益計画やリスク管理計画の策定など）は保険会社自らがを行っているか。</u> <u>イ. 投資一任契約に関して資産運用全体における位置付けなどの基本方針が策定されているか。</u> <u>ウ. 投資一任契約の内容が保険会社の資産運用方法として適切なものとなっているか。</u> <u>エ. 投資一任勘定を含めてリスク管理を行うための措置が十分講じられているか。</u> <u>オ. 投資一任勘定を含めて資産運用規制遵守及びその検証体制が整備されているか。</u> ⑪ <u>履行保証について</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>保険会社が、債務保証としていわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、保証履行の際に、保険会社が自ら工事を完成させる等、法第 100 条に照らして保険会社が行うことのできない業務を行う必要が生じない契約内容となっているか。</u> ⑫ <u>特別勘定の市場運用について</u> <u>特別勘定の市場運用に関する内部規定が適切に定められているか。また、当該規定に基づく適切な運用が確保される体制が整備されているか。</u> <u>（注） 内部規定を定めるにあたって、次の点に留意しているか。</u> ア. <u>保険契約者のために誠実に運用する旨を定めているか。</u> イ. <u>保険契約者に対して、運用方針、運用内容（貸株運用に関する事項を含む。）等を説明する旨を定めているか。</u> ウ. <u>市場において遵守すべき原則（例えば、価格操作・風説の流布の禁止、引値保証取引に関する事項等）を定めているか。</u> エ. <u>取引執行能力、法令等遵守（コンプライアンス）、信用リスク、運用実績等を総合的に勘案した発注先及び一任先・助言者の選定に係る基準を定めているか。</u> ⑬ <u>損害保険会社の保証証券業務と債務の保証</u> <u>損害保険会社（法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社及び同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等をいう。）の保証証券業務と債務の保証の業務については、保険数理に基づき、対価を決定し、準備金を積み立て、再保険による危険の分散を行うなど保険固有の方法を用いて行う保証証券業務と、法第 98 条第 1 項第 2 号に規定する債務の保証とは、運営にあたって明確に区別されているか。</u> ア. <u>保証証券業務として行われる保証は、たとえば、デリバテ</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>ィブ取引に係る保証</u> <u>イ. 債務の保証として行われる保証は、たとえば、融資、社債等、資産の流動化に係る保証</u> <u>(5) 資金の調達</u> <u>外部資金の取り入れは、レバレッジ効果をもたらすこととなり、例えば、以下のようなものについて資産等の保有限度等の管理においては十分留意しておく必要がある。</u> <u>① 基金</u> <u>基金の募集にあたって、基金利息の負担の影響、内部留保の充実、保険契約者等の保護が勘案されたものとなっているか。</u> <u>② 社債</u> <u>ア. 発行目的、発行限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。</u> <u>イ. 発行、償還等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。</u> <u>③ 劣後債務の取り入れ</u> <u>ア. 取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。</u> <u>イ. 返済計画等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。</u> <u>④ 当座借越</u> <u>ア. 資産運用に伴う、一時的な資金繰りに対応するものとなっているか。</u> <u>イ. 取入目的、限度等が勘案されたものとなっているか。</u> <u>⑤ 外貨建債務の取り入れ</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。</u> ⑥ CP ア. <u>発行目的、発行限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。</u> イ. <u>発行、償還等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。</u> (6) <u>資産の自己査定のあり方</u> ① <u>資産内容の健全性を的確に把握するための措置が講じられているか。</u> ② <u>自己査定基準を策定し自らの資産を検討・分析し回収の危険性又は価値の毀損の度合いに応じて分類区分（以下、「自己査定」という。）を行っているか。</u> ③ <u>自己査定基準の策定にあたっては、会社法（平成 17 年法律第 86 号）等関係法令に準拠し、経営陣の積極的な関与の下で正式の社内手続を経て、文書により規定化されているか。資産査定の具体的な基準、自己査定の実施部門が明記されているか。基準の合理性、明確性について説明が可能か。</u> ④ <u>自己査定の責任部門が明確化されているか。当該部門は貸付承認部門と独立した部門であるなど相互牽制機能が確保されているか。</u> ⑤ <u>自己査定結果について、検査部門等の内部監査部門が監査を行う体制となっているか。自己査定部門へ精通者が確保されているか。</u> ⑥ <u>自己査定が基準通りに行われているか。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	⑦ <u>自己査定結果の経営陣への報告が適宜行われる事務フローとなっているか。経営陣は報告を理解し自社の資産内容を正確に把握しているか。</u> ⑧ <u>自己査定結果を踏まえた、償却引当方針は明確か。外部監査人との連携は十分か。</u> ⑨ <u>公認会計士協会実務指針に則った償却・引当が行われているか。</u> ⑩ <u>海外の政治経済情勢等に起因して、特定の国又は地域に関連して特に生ずることが見込まれる貸倒損失（以下、「カントリー・リスク」という。）の評価に係る合理的な基準が整備されているか。</u> ⑪ <u>カントリー・リスクの評価結果を踏まえた、特定海外債権引当勘定への引当方針は明確か。引当方針に則った引当が行われているか。外部監査人との連携は十分か。</u> ⑫ <u>カントリー・リスクの評価基準は、以下のような事実等が発生している国又は地域の政府、その他対象国に住所又は居所を有する自然人若しくは対象国に主たる事務所を有する法人に対する信用供与を適正に評価できる内容となっているか。</u> ア. <u>当該国の政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業（以下、「政府等」という。）に対する民間保険会社の貸付金（以下、「政府等向け民間貸付金」という。）の元本又は利息の支払いが1ヵ月以上延滞していること。</u> イ. <u>政府等向け民間貸付金について、決算期末前5年以内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置（以下、「債務返済の繰延べ等」とい</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>う。）に関する契約が締結されていること。</u> <u>ウ. 政府等向け民間貸付金について、債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま１ヵ月以上経過していること。</u> <u>エ. 政府等向け民間貸付金について、前各号に掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること。</u> <u>オ. 当該国に住所又は居所を有する自然人若しくは当該国に主たる事務所を有する法人に対する民間保険会社の貸付金について、ア. からウ. に類する事実が発生していること又は近い将来に発生することが見込まれること。</u> <u>カ. その他、カントリー・リスクの評価に影響を及ぼすことが見込まれる事象。</u> <u>Ⅱ－３－１３ 流動性リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－３－１３－１ 意義</u> <u>保険料収入等の状況により資金繰りに支障をきたした場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況に注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。</u> <u>Ⅱ－３－１３－２ 主な着眼点</u> <u>(1) 態勢整備</u> <u>① 日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門を設置しているか。</u> <u>② 代表取締役、担当取締役、取締役会、資金繰り管理部門、及び</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>各業務部門との間で、資金繰り管理に係る報告、政策企画、及び指揮命令態勢を適切に整備しているか。また、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、牽制機能が十分発揮される態勢を整備しているか。</u> <u>（注） 「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。</u> ③ <u>流動性リスク管理方針を策定しているか。</u> ④ <u>資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分し、各区分時における管理手法、報告手法、決済手法等の規定を、取締役会等が承認の上、整備しているか。</u> <u>（2） リスク管理</u> ① <u>取締役会は、戦略目標を定めるにあたり、資金繰りリスクを考慮しているか。資金繰り管理に係る報告が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。また、流動性危機時の対応策及びその重要な見直しを承認しているか。</u> ② <u>代表取締役は、資産運用の内容、調達の状況等により、必要に応じ、市場のない、若しくは非常に流動性の低い資産の運用上の限度額等のリミットの設定及び見直しを行っているか。</u> ③ <u>リスク管理部門は、取締役会及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。また、資金繰り管理部門とともに、流動性危機時の対応策の整備・見直しを行っているか。</u> ④ <u>資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>規定に従い、資産・負債両面からの流動性についての評価、流動性確保状況の把握、円貨及び外貨についての資金繰り表並びに資金繰り見通しの作成等により、資金繰りを適切に管理しているか。資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策を整備しているか。通貨別、拠点別に把握される場合の流動性リスクについて統合して管理しているか。また、調達手段を確保しているか。</u> ⑤ <u>各業務部門は、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。</u> ⑥ <u>資金繰りリスクの管理にあたっては、連結対象子会社の資金繰り状況を把握・考慮した対応を行っているか。また、出再保険の管理を行っているか。</u> ⑦ <u>信用リスクを保証する保険や CDS 取引を含むデリバティブ取引等において、保証債務又は参照債務の信用の程度、あるいは保険会社の格付け等に基づいて担保が要求される条件となっている場合には、担保の提供を想定した流動性の管理を行っているか。</u> <u>Ⅱ－3－14 オペレーショナル・リスク管理態勢</u> <u>オペレーショナル・リスク管理態勢とは、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、その他オペレーショナル・リスク管理態勢より構成される。</u> <u>Ⅱ－3－14－1 事務リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－3－14－1－1 意義</u> <u>事務リスクとは、保険会社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>は事故・不正等を起こすことにより、保険会社が損失を被るリスクをいうが、保険会社は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</u> <u>Ⅱ－3－14－1－2 主な着眼点</u> <u>(1) 事務リスク管理態勢</u> ① <u>全ての業務に事務リスクが存在していることを理解し、適切な事務リスク管理態勢が整備されているか。</u> ② <u>保険契約者等に係る個人情報の漏洩やプライバシーの侵害を発生させないよう、社内態勢の整備や社員あるいは代理店等に対する指導などの措置が講じられているか、保険の目的が存在しない契約（いわゆる架空契約）等法令や内部ルールに反する保険契約について、その発生の防止等の措置が講じられているか等、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。</u> ③ <u>事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。</u> <u>(2) 内部監査態勢</u> <u>内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。</u> <u>(3) 支社・支店等におけるリスク管理態勢</u> <u>事務部門は、支社・支店等の営業店における事務管理態勢をチェックする措置を講じているか。</u> <u>(4) 人事管理態勢</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>人事管理にあたっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。年一回以上 1 週間以上の職場離脱を取得させているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。</u> <u>Ⅱ－3－14－2 システムリスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－3－14－2－1 意義</u> <u>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や保険会社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や保険会社が損失を被るリスクを言う。特に、保険会社の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、保険会社の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは保険会社に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</u> <u>Ⅱ－3－14－2－2 主な着眼点</u> <u>(1) システムリスクに対する認識等</u> <u>システムリスクについて十分認識し、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。</u> <u>(2) システムリスク管理態勢</u> <u>システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリ</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>スク管理態勢の整備にあたっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</u> <u>また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</u> <u>(3) 安全対策</u> ① <u>安全対策の基本方針が策定されているか。</u> ② <u>定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。</u> <u>(4) システム監査</u> ① <u>システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。</u> ② <u>システム監査に精通した要員を確保しているか。</u> ③ <u>監査対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</u> ④ <u>システム監査の結果は適切に経営者に報告されているか。</u> <u>(5) プログラムミスの発生防止</u> <u>保険会社におけるシステム不備により保険契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、保険商品の開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。</u> ① <u>システム開発時の連携</u> <u>保険契約に係る新しい商品や仕組みを導入する場合（これらを変更する場合を含む。）に、商品設計部門、事務設計部門及びシ</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>システム部門の間の連携が十分図られているか。</u> <u>なお、連携にあたっては、以下の点などに留意する。</u> <u>ア. 関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか。</u> <u>イ. 保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、商品設計部門、事務設計部門が主体的に関与しているか。</u> <u>ウ. 関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。</u> <u>エ. 関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。</u> <u>オ. システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか。</u> <u>② システム開発時のチェック</u> <u>ア. 商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、商品や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。</u> <u>イ. 保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。</u> <u>ウ. 各部門におけるチェックについては、具体的な内容毎に、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。</u> <u>エ. チェックの方法が適切に選択されているか。</u> <u>③ システム開発後のチェック・管理</u> <u>ア. 商品設計部門及び事務設計部門は、新しい商品や仕組み</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>の導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。</u> <u>イ. 新しい商品や仕組みの導入にあたり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。</u> <u>(6) 外部委託管理</u> <u>システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。</u> <u>(7) データ管理態勢</u> <u>① データについて機密性等の確保のためデータ管理者を置いているか。</u> <u>② データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。</u> <u>(8) コンティンジェンシープラン</u> <u>① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。</u> <u>② コンティンジェンシープランの策定にあたっては、その内容について客観的な水準が判断しうるものを根拠としているか。</u> <u>(9) システム統合リスク</u> <u>① 保険会社の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。</u> <u>② テスト体制を整備しているか。また、テスト計画は、客観的な基準が判断できるものを踏まえた、システム統合に伴う開発</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>内容に適合したものとなっているか。</u> ③ <u>業務を外部委託する場合であっても、委託者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。</u> ④ <u>システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。</u> ⑤ <u>不測の事態へ対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。</u> (10) <u>障害発生時の対応</u> ① <u>顧客に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じているか。</u> ② <u>障害が発生した場合、保険会社において速やかに障害原因、復旧見込等の公表を行っているか。</u> <u>Ⅱ－3－14－3 その他オペレーショナル・リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－3－14－3－1 意義</u> <u>その他オペレーショナル・リスクとは、保険会社がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク、システムリスクを除いたリスクをいう。</u> <u>例えば、顧客に対する過失などによる「法務リスク」や、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じる損失・損害などの「人的リスク」、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などの「風評リスク」などがある。</u> <u>各保険会社においては、このような、その他オペレーショナル・リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>Ⅱ－3－14－3－2 主な着眼点</u> <u>(1) 経営陣は、その他オペレーショナル・リスク管理を軽視することが、戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分認識し、これらのリスクの所在や特性等を把握しているか。</u> <u>(2) 保険会社は、その他オペレーショナル・リスクについて、管理方針等を策定しリスクを定義するとともに、適切な管理を行い、必要に応じ取締役会等へ報告を行うなど、適切なリスク管理態勢を整備し、運用しているか。</u> <u>Ⅱ－3－15 監督手法・対応</u> <u>統合的リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条（保険引受リスク管理態勢、再保険に関するリスク管理及び資産運用リスク管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は法第 133 条）に基づく行政処分を行うものとする。</u> <u>なお、システムリスク管理態勢については、以下の点も踏まえて対応することとする。</u> <u>(1) システム統合時</u> <u>① 保険会社が合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、必要に応じ、法 128 条に基づく報告等により把握を行うものとする。</u> <u>② 保険会社が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>合にあっては、当該合併等の認可において、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第 128 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。</u> <u>(2) 障害発生時</u> <u>① コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実について当局宛て報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」（様式・参考資料編 II. その他報告等様式集 様式Ⅱ-3-10-3 (3)）にて当局宛て報告を求めるものとする。</u> <u>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるものとする。</u> <u>ただし、復旧原因の説明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について報告を求めるものとする。</u> <u>(注) 報告すべきシステム障害等</u> <u>その原因の如何を問わず、保険会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であつて、</u> <u>ア. 保険金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。</u> <u>イ. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。</u> <u>ウ. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。</u> <u>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシ</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ－<u>3</u> 業務の適切性 Ⅱ－<u>3</u>－1（略） Ⅱ－<u>3</u>－2（略） Ⅱ－<u>3</u>－3 保険募集態勢 Ⅱ－<u>3</u>－3－1 適正な生命保険募集態勢の確立 生命保険募集人が保険契約者の利益を害することがないよう、生命保険会社は適正な保険募集態勢を確立する必要がある。このため、以下のような点について、生命保険会社の取り組み状況等を確認する必要がある。 (1)（略）	<u>ステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。</u> <u>なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。</u> <u>② 必要に応じて法 128 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条に基づく行政処分を行うものとする。</u> Ⅱ－<u>4</u> 業務の適切性 Ⅱ－<u>4</u>－1（略） Ⅱ－<u>4</u>－2（略） Ⅱ－<u>4</u>－3 保険募集態勢 Ⅱ－<u>4</u>－3－1 適正な生命保険募集態勢の確立 生命保険募集人が保険契約者の利益を害することがないよう、生命保険会社は適正な保険募集態勢を確立する必要がある。このため、以下のような点について、生命保険会社の取り組み状況等を確認する必要がある。 (1)（略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(2) 生命保険募集人の教育、管理、指導 ① 生命保険会社においては、募集人に対する教育、管理、指導が<u>適切に行われているか。また、制度化されているか。育成、資質の向上を図るための措置が講じられているか。</u> ② 募集に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、顧客情報の取扱い等について、<u>社内においてマニュアル等により制度化されているか。また、保険商品のそれぞれの商品特性に応じた保険契約者の利用が行われるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な募集活動のための十分な教育が行われているか。</u> ③ 内勤職員が実質的に保険募集を行い、その契約を他の生命保険募集代理店の扱いとする等のいわゆる社員代行等の行為又は生命保険募集人間でのいわゆる成績の付け替え契約等の行為を排除するための措置が<u>講じられているか。また、実行されているか。</u> ④ <u>事務所及び募集代理店への監査等が適時適切に実施されているか。</u>	(2) 生命保険募集人の教育、管理、指導 ① 生命保険会社においては、<u>生命保険募集人に対する教育、管理、指導を適切に行っているか。また、そのような教育、管理、指導が行われる態勢を整備しているか。育成、資質の向上を図るための措置を講じているか。</u> ② <u>保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識等、顧客情報の取扱い等について、社内規則等に定めているか。また、保険商品の特性を顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。</u> ③ 内勤職員が実質的な保険募集を行い、その<u>保険契約を他の生命保険代理店（法第 2 条第 19 項に規定する「生命保険募集人」のうち、生命保険会社の委託を受けた者若しくはその者の再委託を受けた者で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。以下同じ。）の扱いとする等のいわゆる社員代行等の行為又は生命保険募集人間でのいわゆる成績の付け替え契約等の行為を排除するための措置を講じているか。また、実行しているか。</u> ④ <u>営業所等の拠点及び生命保険代理店の保険募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、営業所等の拠点及び生命保険代理店の保険募集の実態等を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。</u> <u>また、監査等において内部事務管理が不適切な営業所等の拠点及び生命保険代理店に対し、適切な措置を講じるとともに、改善に向けた態勢整備を図っているか。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
⑤ 募集人の挙績状況、契約の継続状況等の常時把握による管理が行われているか。保険契約者等保護の観点から、募集人の育成状況及び募集代理店の稼働率等の状況等について、適時把握し、適正な措置を講じているか。 ⑥ 募集代理店との委託契約書において募集代理店の遵守すべき事項が定められているか。 ⑦ （略） Ⅱ－<u>3</u>－3－2 （略） Ⅱ－<u>3</u>－3－3 （略） Ⅱ－<u>3</u>－3－4 （略） Ⅱ－<u>3</u>－3－5 適正な損害保険募集態勢の確立	<u>ア．営業所等の拠点及び生命保険代理店に対する監査等の周期は、営業所等の拠点及び生命保険代理店業務の品質を確保する上で有効なものとなっているか。</u> <u>イ．監査等を実施する営業所等の拠点及び生命保険代理店の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</u> <u>ウ．監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。</u> ⑤ 生命保険募集人の挙績状況、<u>保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行っているか。</u>保険契約者等保護の観点から、<u>生命保険募集人の育成状況及び生命保険代理店の稼働率等の状況等</u>について、適時把握し、適正な措置を講じているか。 ⑥ <u>生命保険代理店との委託契約書において生命保険代理店が遵守すべき事項を定めているか。</u> ⑦ （略） Ⅱ－<u>4</u>－3－2 （略） Ⅱ－<u>4</u>－3－3 （略） Ⅱ－<u>4</u>－3－4 （略） Ⅱ－<u>4</u>－3－5 適正な損害保険募集態勢の確立

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適正な保険募集態勢を確保する必要がある。このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認する必要がある。 (1) (略) (2) 損害保険代理店等の教育・管理・指導 ① 募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、指導基準が明確化され、<u>所属代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。</u> また、育成、資質の向上を図るための措置が<u>講じられ制度化されているか。</u> ② 損害保険会社の役職員が自ら募集した保険契約を<u>所属代理店に付け替える（いわゆる付績契約）等の行為を排除するための措置が講じられているか。</u>また、<u>実行されているか。</u> ③ <u>所属代理店に対して、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。</u> ④ 保険料の領収にあたって、<u>次のような行為を行わせないよう指導、管理しているか。</u> ア. 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。 イ. 領収は会社所定の領収証に限定されているか。 ウ. 手形による保険料の領収が行われていないか。	損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適正な保険募集態勢を確保する必要がある。このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認する必要がある。 (1) (略) (2) 損害保険代理店等の教育、<u>管理、指導</u> ① <u>損害保険会社においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、指導基準を明確化し、損害保険代理店に対して教育、管理、指導を適切に行っているか。</u> また、育成、資質の向上を図るための措置<u>を講じているか。</u> ② 損害保険会社の役職員が自ら<u>保険募集した保険契約を損害保険代理店に付け替える（いわゆる付績契約）等の行為を排除するための措置を講じているか。</u>また、<u>実行しているか。</u> ③ <u>損害保険代理店に対して、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。</u> ④ 保険料の領収にあたって、<u>以下のような行為を行わせないよう教育、管理、指導しているか。</u> ア. 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。 イ. 領収は会社所定の領収証に限定されているか。 ウ. 手形による保険料の領収が行われていないか。

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
（新設） ⑤ 所属代理店に対して、受領した保険料等を受領後遅滞なく所属保険会社へ送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう<u>指導、管理</u>しているか。 （新設） ⑥ 損害保険会社は、所属代理店の保険募集に関する業務内容について監査等を適切に実施し、代理店の保険募集の実態や保険料の収受等の事務管理<u>体制</u>を把握し、適切な<u>管理・指導等</u>が行われているか。 また、監査等において内部事務管理が不適切な代理店に対し、<u>改善に向けた厳正な対処</u>がなされているか。 （新設）	<u>エ. 保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか。</u> <u>オ. 保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっていないか。</u> ⑤ 損害保険代理店に対して、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社へ送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう<u>教育、管理、指導</u>しているか。 ⑥ 保険証券が正当な理由なく、損害保険代理店を介して保険契約者へ交付されていないか。 ⑦ 保険金や満期返戻金が損害保険代理店を介して保険契約者等へ給付されていないか。 ⑧ 損害保険代理店の保険募集に関する業務内容について、<u>以下の</u>ような点を含めて、<u>監査等を適切に実施し、損害保険代理店の保険募集の実態や保険料の収受等の事務管理態勢</u>を把握し、適切な<u>教育、管理、指導</u>を行っているか。 また、監査等において内部事務管理が不適切な損害保険代理店に対し、<u>適切な措置を講じるとともに、改善に向けた態勢整備を図っているか。</u> <u>ア. 損害保険代理店に対する監査等の周期は、損害保険代理店業務の品質を確保する上で有効なものとなっているか。</u> <u>イ. 監査等を実施する損害保険代理店の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</u> <u>ウ. 監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施で</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
⑦ 損害保険会社の保険募集を専ら行う社員についても、保険募集に関して適切な教育、管理、指導等が行われているか。 Ⅱ－<u>3</u>－3－6 損害保険契約の締結及び保険募集 (1) ～ (5) (略) (6) 法第 300 条第 1 項第 6 号関係 ② 比較表示に関し、法第 300 条第 1 項第 6 号に抵触する行為には次の事項が考えられる。 ア. ～ ウ. (略) エ. 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。 (注) 例えば、<u>終身保険と定期保険のように保険期間の相違がある保険商品の比較を行う場合や、有配当保険と無配当保険の比較を行う場合等</u>には、商品内容の相違を明確に記載する等、顧客が同等の保険商品と誤解することがないよう配慮した記載を行うことが求められる。 オ. ・ カ. (略) (7) 法第 300 条第 1 項第 7 号関係 ① 次に掲げるような予想配当を行っていないかどうか。 ア. ～ オ. (略) ② ・ ③ (略) (8) ～ (15) (略)	<u>きる態勢を整備しているか。</u> ⑨ 損害保険会社の保険募集を専ら行う社員についても、保険募集に関して適切な教育、管理、指導を行っているか。 Ⅱ－<u>4</u>－3－6 損害保険契約の締結及び保険募集 (1) ～ (5) (略) (6) 法第 300 条第 1 項第 6 号関係 ② 比較表示に関し、法第 300 条第 1 項第 6 号に抵触する行為には以下の事項が考えられる。 ア. ～ ウ. (略) エ. 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。 (注) 例えば、<u>自動車保険の特約に含まれる重要な事項に相違がある保険商品の比較を行う場合等</u>には、商品内容の相違を明確に記載する等、顧客が同等の保険商品と誤解することがないよう配慮した記載を行うことが求められる。 オ. ・ カ. (略) (7) 法第 300 条第 1 項第 7 号関係 ① 次に掲げるような予想配当の<u>表示</u>を行っていないかどうか。 ア. ～ オ. (略) ② ・ ③ (略) (8) ～ (15) (略)

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ－ <u>3</u> －3－7 （略）	Ⅱ－ <u>4</u> －3－7 （略）
Ⅱ－ <u>3</u> －3－8 （略）	Ⅱ－ <u>4</u> －3－8 （略）
Ⅱ－ <u>3</u> －3－9 （略）	Ⅱ－ <u>4</u> －3－9 （略）
Ⅱ－ <u>3</u> －3－10 （略）	Ⅱ－ <u>4</u> －3－10 （略）
Ⅱ－ <u>3</u> －4 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）	Ⅱ－ <u>4</u> －4 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）
Ⅱ－ <u>3</u> －4－1（略）	Ⅱ－ <u>4</u> －4－1（略）
Ⅱ－ <u>3</u> －4－2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立	Ⅱ－ <u>4</u> －4－2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立
Ⅱ－ <u>3</u> －4－2－1（略）	Ⅱ－ <u>4</u> －4－2－1（略）
Ⅱ－ <u>3</u> －4－2－2 主な着眼点	Ⅱ－ <u>4</u> －4－2－2 主な着眼点
保険会社が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。 (1)・(2)（略） (3) 苦情等対処の実施態勢	保険会社が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。 (1)・(2)（略） (3) 苦情等対処の実施態勢

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
①～⑥（略） ⑦ <u>代理店</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、保険会社への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。 ⑧（略） (4) ～ (6)（略） Ⅱ－<u>3</u>－4－3 （略） Ⅱ－<u>3</u>－4－4 （略） Ⅱ－<u>3</u>－4－5 （略） Ⅱ－<u>3</u>－5 顧客保護等 Ⅱ－<u>3</u>－5－1 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－<u>3</u>－5－1－1 顧客保護を図るための留意点 保険会社は保険募集にあたって顧客保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。 (1) ～ (3)（略）	①～⑥（略） ⑦ <u>生命保険代理店及び損害保険代理店（以下、「保険代理店」という）</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、<u>顧客から</u>保険会社への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。 <u>また、当該苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から保険会社へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。</u> ⑧（略） (4) ～ (6)（略） Ⅱ－<u>4</u>－4－3 （略） Ⅱ－<u>4</u>－4－4 （略） Ⅱ－<u>4</u>－4－5 （略） Ⅱ－<u>4</u>－5 顧客保護等 Ⅱ－<u>4</u>－5－1 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－<u>4</u>－5－1－1 顧客保護を図るための留意点 保険会社は保険募集にあたって顧客保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。 (1) ～ (3)（略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
（新設） （4） 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。 （5） 貸付先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。	（4） <u>高齢者に対する保険募集は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることにかんがみ、社内規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを含めた保険募集方法を具体的に定め、実行しているか。</u> <u>その際の取組みとしては、例えば、以下のような方策を行うなどの適切な取組みがなされているか。</u> ① <u>保険募集時に親族等の同席を求める方法。</u> ② <u>保険募集時に複数の保険募集人による保険募集を行う方法。</u> ③ <u>保険契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の保険募集機会を設ける方法。</u> ④ <u>保険募集を行った者以外の者が保険契約申込の受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った商品内容等であることを確認する方法。</u> <u>また、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで保険募集内容の記録（録音・報告書への記録等）・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった適切な取組みがなされているか。</u> <u>これらの高齢者に対する保険募集に係る取組みについて、取組みの適切性等の検証等を行っているか。</u> （5） 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。 （6） 貸付先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ－<u>3</u>－5－1－2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1) ～ (20) (略) (21) 個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 ① (略) ② 実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置 (22)・(23) (略) Ⅱ－<u>3</u>－5－1－3 (略) Ⅱ－<u>3</u>－5－2 (略) Ⅱ－<u>3</u>－6 顧客等に関する情報管理態勢 Ⅱ－<u>3</u>－6－1 (略) Ⅱ－<u>3</u>－6－2 主な着眼点 (1) 顧客等に関する情報管理態勢	Ⅱ－<u>4</u>－5－1－2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1) ～ (20) (略) (21) 個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 ① (略) ② 実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置 <u>(注) 保険代理店が、個人情報に乗合他社の保険募集や兼業部門での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。</u> (22)・(23) (略) Ⅱ－<u>4</u>－5－1－3 (略) Ⅱ－<u>4</u>－5－2 (略) Ⅱ－<u>4</u>－6 顧客等に関する情報管理態勢 Ⅱ－<u>4</u>－6－1 (略) Ⅱ－<u>4</u>－6－2 主な着眼点 (1) 顧客等に関する情報管理態勢

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
①～③（略） ④ 顧客等に関する情報の取扱いを委託（注）する場合は、以下の措置を講じているか。 （注）「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、保険会社が代理店を含む他の者に顧客等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む（以下、Ⅱ－3－6－2において同じ。）。 ア. 代理店を含む外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。 イ. 代理店を含む外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。 ウ. 代理店を含む外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。 その上で、代理店を含む外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。 さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、代理店を含む外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。	①～③（略） ④ 顧客等に関する情報の取扱いを委託（注）する場合は、以下の措置を講じているか。 （注）「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、保険会社が<u>保険代理店</u>を含む他の者に顧客等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む（以下、Ⅱ－3－6－2において同じ。）。 ア. <u>保険代理店</u>を含む外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。 イ. <u>保険代理店</u>を含む外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。 ウ. <u>保険代理店</u>を含む外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。 その上で、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。 さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
エ. 二段階以上の委託が行われた場合には、代理店を含む外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。 ⑤・⑥（略） (2) 個人情報管理 ① 個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 ア. 保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に基づく措置 イ. 実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置 ②・③（略） (3) （略） Ⅱ－<u>3</u>－6－3 （略） Ⅱ－<u>3</u>－7 （略） Ⅱ－3－8 （略）	エ. 二段階以上の委託が行われた場合には、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。 ⑤・⑥（略） (2) 個人情報管理 ① 個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 ア. 保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に基づく措置 イ. 実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置 <u>(注) 保険代理店が、個人情報を乗合他社の保険募集や兼業部門での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。</u> ②・③（略） (3) （略） Ⅱ－<u>4</u>－6－3 （略） Ⅱ－<u>4</u>－7 （略） Ⅱ－4－8 （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ－<u>3</u>－9 （略） Ⅱ－<u>3</u>－10 （略） Ⅱ－<u>3</u>－11 （略） <u>Ⅱ－3－12</u> <u>事務リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－3－13</u> <u>システムリスク管理態勢</u> <u>Ⅱ－3－14</u> <u>業務継続体制（BCM）</u> Ⅱ－<u>4</u> その他 Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－1 監督事務の流れ Ⅲ－1－1 オフサイト・モニタリングの主な留意点 （1）・（2）（略） （3） 定期的なヒアリング オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。 ①（略）	Ⅱ－<u>4</u>－9 （略） Ⅱ－<u>4</u>－10 （略） Ⅱ－<u>4</u>－11 （略） （削除） （削除） （削除） Ⅱ－<u>5</u> その他 Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－1 監督事務の流れ Ⅲ－1－1 オフサイト・モニタリングの主な留意点 （1）・（2）（略） （3） 定期的なヒアリング オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。 ①（略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
② 総合的なヒアリング 保険会社の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等について<u>年に2回ヒアリングを実施することとする。</u> ③ 資産負債管理及びリスク管理ヒアリング <u>資産負債管理及びリスク管理の現状、課題、方向性について、ヒアリングを実施することとする。</u> ④（略） （新設） Ⅲ－1－2 ～ Ⅲ－1－8 （略） Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－2 損害保険代理店の登録事務 （1） 登録申請書等の受理及び確認 ①～③（略） ④ 登録申請書の審査基準等	② 総合的なヒアリング 保険会社の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等について<u>ヒアリングを実施することとする。また、必要に応じて、監督部局幹部による保険会社の経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。</u> ③ 統合的リスク管理態勢ヒアリング <u>統合的リスク管理及びリスクとソルベンシーの自己評価の実施状況について、ヒアリングを実施することとする。</u> ④（略） <u>（4） 個別保険会社に関するデータの整備</u> <u>保険会社台帳については、毎年7月末日現在にて作成するものとする。また、モニタリングの結果等により特筆すべき事項が生じた場合等、内容に大幅な変更が生じた場合には、都度、改訂を行うものとする。</u> Ⅲ－1－2 ～ Ⅲ－1－8 （略） Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－2 損害保険代理店の登録事務 （1） 登録申請書等の受理及び確認 ①～③（略） ④ 登録申請書の審査基準等

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
ア. 当該代理店が法第 279 条第 1 項第 6 号に該当していないか。 イ. 登録申請書（規則別紙様式第 17 号）の記載は、別紙 1（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－2－2 参照）及び別紙 2（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－2－2 参照）の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。 また、法人代理店で代表者が複数いる場合は、筆頭者以外の代表者については、別紙様式 66「代表者又は管理人（別表）」（以下、「代表者別表」という。）に記載されたものが、登録申請書に添付されているか。 ウ. 所要の収入印紙の貼付の有無 登録免許税法に規定する額の収入印紙が貼付されているか。 エ. 登録申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申会社に返戻し、補正させる。 <u>オ. 管轄財務局は、申請書類が送付された日から遅くとも 2 週間以内に登録の審査を終了（登録カードを整理）する。</u> <u>カ. 次に該当する場合には、代理店が希望する登録日を配慮の上、審査事務を遂行する。</u> <u>（ア） 保険会社の退職者が、退職日の翌日付で登録する場合（登録希望日は、申請日より 1 週間以降 2 週間以内）</u> <u>（イ） 代理店が複数の財務局をまたがり同一日付で複数の支店等を登録する場合（登録希望日は、申請日より 2 週間以降 3 週間以内）</u> <u>（ウ） 代理店を継承する場合（なお、被継承代理店の業務廃止日は継承代理店の登録日となる。）（登録希望日は、申請日より</u>	ア. 当該代理店が法第 279 条第 1 項第 6 号に該当していないか。 イ. 登録申請書（規則別紙様式第 17 号）の記載は、別紙 1（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－2－2 参照）及び別紙 2（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－2－2 参照）の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。 また、法人代理店で代表者が複数いる場合は、筆頭者以外の代表者については、別紙様式 66「代表者又は管理人（別表）」（以下、「代表者別表」という。）に記載されたものが、登録申請書に添付されているか。 ウ. 所要の収入印紙の貼付の有無 登録免許税法に規定する額の収入印紙が貼付されているか。 エ. 登録申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申会社に返戻し、補正させる。 （削除） （削除）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>2 週間以降 3 週間以内）</u> <u>（エ） 事務所の所在地を他の財務局の管轄する地域に変更する</u> <u>場合（登 録希望日は、申請日より 2 週間以降 3 週間以内）</u> Ⅲ－2－3 子会社等 Ⅲ－2－3－1 子会社等の業務の範囲 （1） （略） （2） 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第 106 条第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。 ① （略） ② 信用保証業務 ア. <u>原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものを取り扱っているか。また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</u> イ. 保証会社の業務運営にあたっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、<u>保証業務の専業体制の確立、内部留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配慮しているか。</u>	Ⅲ－2－3 子会社等 Ⅲ－2－3－1 子会社等の業務の範囲 （1） （略） （2） 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第 106 条第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。 ① （略） ② 信用保証業務 ア. <u>当該保険会社並びに当該保険会社及びその保険持株会社の子会社、子法人等及び関連法人等による事業性ローンに係るものを取り扱っていないか、また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</u> イ. 保証会社の業務運営にあたっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、<u>保証の特性を踏まえた、適正な保証料率の設定、適切な引当処理の実行などによる、保証業務の専業体制の確立や内部留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配慮しているか。特に、グループ内の保証については、保証にかかるリスクが外部に移転していないことにかんがみ、当該保証会社の業況が当該保険会社等の健全性の確保に影響を与えることがないよう十分配慮しているか。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
ウ.～オ. （略） (3) （略） Ⅲ－2－3－2 ～ Ⅲ－2－3－4 （略） Ⅲ－2－4 ～ Ⅲ－2－11 （略） Ⅲ－2－12 保険主要株主 （新設） <u>保険主要株主に対しては、法第 271 条の 12 の規定に基づき当該主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状況を含む。）（ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険会社との取引関係（保険契約、借入等）を記載した書類の提出を求めるものとする。</u>	ウ.～オ. （略） (3) （略） Ⅲ－2－3－2 ～ Ⅲ－2－3－4 （略） Ⅲ－2－4 ～ Ⅲ－2－11 （略） Ⅲ－2－12 保険主要株主 <u>Ⅲ－2－12－1 保険主要株主認可審査において確認すべき事項</u> <u>(1) 保険主要株主認可の申請者（以下「申請者」という。）による、保険会社の議決権に係る取得資金に関する事項、保有の目的、その他議決権の保有に関する事項に照らして、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、保険契約者等の保護の観点から、その業務の継続的かつ安定的な運営が重要であり、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u> ① <u>保険会社の議決権の保有に係る方針・目的が保険会社の業務の健全性・適切性等を損なうおそれがないか。例えば、短期売買目的による議決権の保有等となっておらず、保険業の特性にかんがみ、ある程度長期保有を継続し、株主としてのガバナンスをもって保険会社の経営を安定・成長させる方針であるか（それがどういう形で担保し得るかを含む。）、また、株式の公開に関してはどのように考えているか。</u> ② <u>議決権を取得するための資金原資にかんがみ、保険会社の業務</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>の健全性・適切性等を害するおそれがないか。例えば、過度の借入金による議決権の取得等となっていないか。</u> ③ <u>申請者を含めたグループ間における取引の適正確保がなされているか。</u> <u>(2) 申請者の財産及び収支の状況に照らして、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u> ① <u>申請者の財務の状況、資金調達の状況にかんがみ、保険会社の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。</u> ② <u>特に、保険会社の 50%超の議決権を保有している者については、保険会社が計画どおりの収益が上げられない場合にも、その経営の健全性確保のための十分なキャッシュフロー等が準備されているか。</u> ③ <u>認可審査に際しては、直近の決算期の財務諸表及び監査報告書等の資料（申請者が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料）の提出を求め、監査報告書に当該申請者の継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提に重要な疑義が認められる旨の追記がないか等について確認することとする。</u> <u>(3) 申請者が、その人的構成等に照らして、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u> ① <u>申請者の経営体制、当該申請者が主要株主基準値以上の議決権</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>を保有する保険会社に係る経営管理体制等にかんがみ、保険業の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。</u> ② <u>保険会社の経営の健全性を確保するためには、保険会社の経営の独立性が確保されることが前提となるが、申請者の経営戦略上の要請によって、保険会社の経営の独立性が損なわれることがないよう、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u> イ. <u>申請者の役員又は職員が保険会社の役員又は職員を兼任すること等により、保険会社の経営の独立性が損なわれていないか。</u> ロ. <u>申請者が保険会社の業務の一部を受託すること等により、リスク管理上、保険会社の業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか。</u> (4) <u>保険会社の経営の独立性が確保されたとしても、申請者の経営の悪化等、保険会社が意図しない申請者のリスクが保険会社に及ぶ可能性がある。特に、保険会社と申請者とが営業基盤を共有しているような場合には、申請者の破綻等に伴い、保険会社の営業基盤が一気に失われるおそれ（共倒れリスク）がある。こうしたリスクに対応するためには、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u> ① <u>保険会社に対する申請者のリスクを遮断するための方策が十分講じられているか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。</u> イ. <u>申請者の業況が悪化した場合、保険会社より支援・融資等を受けないこと。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(新設)	<u>ロ. 申請者の業況悪化、保険会社株式の売却等、申請者により保険会社に起因する種々のリスク（シナジー（相乗）効果の消滅、レピュテーションリスク（風評リスク）等に伴う保険会社の株価の下落、取引先の離反等）をあらかじめ想定し、それによって保険会社の経営の健全性が損なわれないための方策（収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等）を講じること。</u> <u>ハ. 特に、保険会社が申請者の営業基盤を共有しているような場合には、申請者の破綻等に伴い、事業継続が困難とならないような措置を講じること。</u> <u>② 上記のリスク遮断策によっても、保険会社に対する申請者のリスクを完全に遮断することが困難な場合も想定され、申請者の経営リスクに伴う保険会社の経営悪化を早期に把握する観点から、保険主要株主認可に係る審査の過程において、保険会社の経営に影響を及ぼし得る申請者の財務状況や社会的信用等について十分検証する。</u> <u>Ⅲ－2－12－2 認可後の監督において留意すべき事項</u> <u>(1) 保険主要株主に対しては、法第 271 条の 12 の規定に基づき当該主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状況を含む。）（ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険会社との取引関係（保険契約、借入等）を記載した書類の提出を求めるものとする。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅲ－２－１３ ～ Ⅲ－２－１５ （略） Ⅲ－２－１６ 説明書類の作成・縦覧等 Ⅲ－２－１６－２ 記載項目についての留意事項 (1)・(2)（略） <u>(3) 経過措置にかかる留意事項</u> <u>① 規則第 59 条の 2 及び第 143 条の 2 に規定される事項を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類の作成及び縦覧等において、義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、保険契約者及び市場等の信認を得る観点から望ましいことに留意する。特に、規則の改正（保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 23 号）附則第 2 条）により、平成 23 年 3 月期から新基準によるソルベンシー・マージン比率の開示を併せて行うことができることとなるが、当該開示については、新基準の契約者等への早期周知等の観点からも積極的に行われることが望ましいことに留意する。</u>	<u>(2) オフサイト・モニタリングや検査結果等に基づき、保険会社の独立性確保及び保険会社に対する事業リスク遮断のための方策等に係る実効性等に疑義が生じた場合は、保険主要株主に対して、必要に応じて法第 271 条の 12 の規定に基づく報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 271 条の 14 に基づく措置命令を発出する等の対応を行うものとする。</u> Ⅲ－２－１３ ～ Ⅲ－２－１５ （略） Ⅲ－２－１６ 説明書類の作成・縦覧等 Ⅲ－２－１６－２ 記載項目についての留意事項 (1)・(2)（略） （削除）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅲ－2－16－3 ～ Ⅲ－2－16－5（略） Ⅲ－2－17（略） Ⅲ－2－18 ソルベンシー・マージン比率の計算 Ⅲ－2－18－6 変額年金保険等の最低保証リスクについて （略） （2）代替的方式 ③ 代替的方式を使用してソルベンシー・マージン基準上の最低保証リスク相当額を算出する旨を、金融庁長官宛に届出する場合は、告示別表第 6－2Ⅱ2 に定める①から⑬の基準を満たすことを説明する書類を添付することとしているか。また、代替的方式の使用の中断又はリスク計測モデルに重大な変更を加える場合においても、その概要及び中断・変更を加えることの適切性を説明する書類を添付することとしているか。 （以下略）	Ⅲ－2－16－3 ～ Ⅲ－2－16－5（略） Ⅲ－2－17（略） Ⅲ－2－18 ソルベンシー・マージン比率の計算 Ⅲ－2－18－6 変額年金保険等の最低保証リスクについて （略） （2）代替的方式 ③ 代替的方式を使用してソルベンシー・マージン基準上の最低保証リスク相当額を算出する旨を、金融庁長官宛に届出する場合は、告示別表第 6－2Ⅱ2 に定める①から⑬の基準を満たすことを説明する書類を添付することとしているか。また、代替的方式の使用の中断又はリスク計量モデルに重大な変更を加える場合においても、その概要及び中断・変更を加えることの適切性を説明する書類を添付することとしているか。 （以下略）